

議案第63号 説明資料

幕別町消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町消防団条例 (平成27年 9 月25日 条例第31号) 第1条～第5条 略 (欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者 (分限) 第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを降任し、又は免職することができる。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くとき。 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。	○幕別町消防団条例 (平成27年 9 月25日 条例第31号) 第1条～第5条 略 (欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者 (分限) 第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを降任し、又は免職することができる。 (1) 勤務実績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くとき。 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

現 行 条 例	改 正 条 例
(1) 前条第<u>3</u>号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 第3条第2項第1号に該当しなくなったとき。 第8条～第15条 略 別表第1及び別表第2 略	(1) 前条第<u>2</u>号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 第3条第2項第1号に該当しなくなったとき。 第8条～第15条 略 別表第1及び別表第2 略